

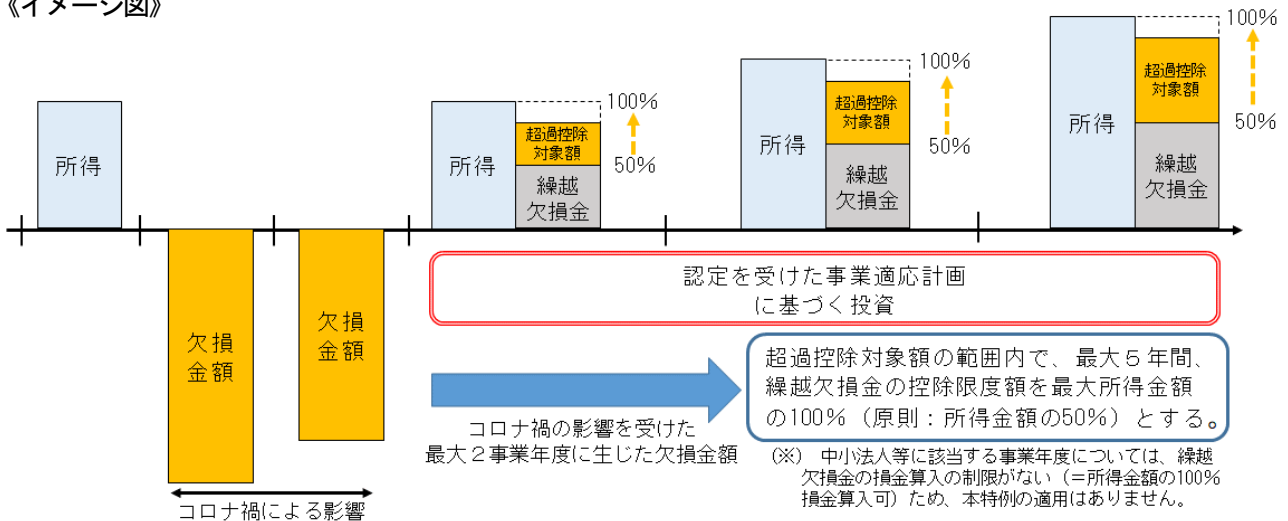
V その他の改正

1 認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人で改正産業競争力強化法の施行の日から同日以後1年を経過する日までの間に産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受けたもののうちその認定に係る認定事業適応事業者であるものの適用事業年度において欠損金の繰越控除制度を適用する場合において、特例欠損事業年度において生じた欠損金額があるときは、超過控除対象額に相当する金額を欠損金の繰越控除制度において損金算入することができる金額に加算することとする特例が創設されました（措法66の11の4①）。

《イメージ図》



(1) 適用対象法人

本制度の対象となる法人は、青色申告書を提出する法人で改正産業競争力強化法の施行の日から同日以後1年を経過する日までの間に産業競争力強化法第21条の15第1項の事業適応計画の認定を受けた認定事業適応事業者（注）である法人です（措法66の11の4①）。

（注） 認定事業適応事業者とは、認定事業適応計画（産業競争力強化法第21条の16第2項に規定する認定事業適応計画をいいます。以下同じです。）に従って実施される成長発展事業適応（経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして主務大臣の確認を受けたものに限り。）を行う同法第21条の28第1項に規定する認定事業適応事業者をいいます。

(2) 適用事業年度

本制度の適用事業年度は、認定事業適応計画に記載された産業競争力強化法第21条の15第3項第2号に規定する実施期間内の日を含む各事業年度であって、次のイからハまでの全ての要件を満たす事業年度です（措法66の11の4①）。

イ 特例事業年度（注）のうちその開始が最も早い事業年度後の各事業年度で欠損控除前所得金額が生じた最初の事業年度開始の日以後5年以内に開始する事業年度であること（措法66の11の4①一）。

（注） 特例事業年度とは、経済社会情勢の著しい変化によりその事業の遂行に重大な影響を受けた事業年度として財務省令で定めるところにより証明がされた事業年度をいいます。

ロ 令和8年4月1日以前に開始する事業年度であること（措法66の11の4①二）。

ハ 欠損金の繰越控除制度において損金算入の制限（所得金額の50%相当額）が課されていない中小法人等（法第57条第11項各号に掲げる法人）に該当する事業年度でないこと（措法66の11の4①三）。

(3) 特例欠損事業年度

特例欠損事業年度とは、特例事業年度において生じた欠損金額のうち下記(4)の超過控除対象額がある場合におけるその特例事業年度をいいます（措法66の11の4②）。

(4) 超過控除対象額

超過控除対象額は、次のイからハまでの金額のうち最も少ない金額となります（措法66の11の4②）。

イ 特例事業年度の欠損金額の残額（措法66の11の4②一）

特例事業年度において生じた欠損金額(注1)(A) $-$ $\left[\begin{array}{l} \text{(A)のうち適用事業年度前の各事業} \\ \text{年度に損金算入した欠損金額の合計額} \end{array} \right. + \left. \begin{array}{l} \text{(A)のうち本制度の適用がないとした場合} \\ \text{に適用事業年度に損金算入される欠損金額} \end{array} \right]$

ロ 累積投資残額（措法66の11の4②二）

適用事業年度終了の日までに認定事業適応計画に従って行った投資の額 $-$ $\left[\begin{array}{l} \text{超過控除対象額の} \\ \text{過去使用額(注2)} \end{array} \right. + \left. \begin{array}{l} \text{超過控除対象額の} \\ \text{当期使用額(注3)} \end{array} \right]$

ハ 所得金額による制限額（措法66の11の4②三）

$\left[\begin{array}{l} \text{欠損控除前} \\ \text{所得金額} \end{array} \times 50\% \right] - \begin{array}{l} \text{超過控除対象額の} \\ \text{当期使用額(注3)} \end{array}$

(注1) 法第57条第2項の規定によりその法人の欠損金額とみなされたものなど、一定の欠損金額を除きます（措法66の11の4②一）

(注2) 超過控除対象額の過去使用額は、適用事業年度前の事業年度で本制度の適用を受けた超過控除対象額の合計額となります。

(注3) 超過控除対象額の当期使用額は、適用事業年度における超過控除対象額を算出しようとする特例事業年度前の各特例事業年度において生じた欠損金額に係る超過控除対象額の合計額となります。

(5) 適用に当たっての注意点

本制度は、確定申告書等に超過控除対象額及び超過控除対象額の計算に関する明細書（別表七（一）及び別表七（一）付表五）の添付がある場合に限り適用されます（措法66の11の4④）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の96の2）。

〔適用時期〕

改正産業競争力強化法の施行の日から施行されます（改正法附則1十）。

なお、改正産業競争力強化法は令和3年4月30日現在において公布されていません。

2 その他

○ その他、法人税等に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 減価償却資産の範囲（法令13八タ、改正法令附則1一）	○ 電気ガス供給施設利用権（無形固定資産）の範囲に、電気事業法の配電事業者に対して電気の供給施設を設けるために要する費用を負担して、その供給施設を利用して電気の供給を受ける権利が追加されました。	令4.4.1から施行されます。
(2) 寄附金の損金不算入（法規22の4六、改正法規附則1三）	○ 一般寄附金の損金算入限度額の計算上公益法人等から除かれる法人の範囲に、敷地分割組合が追加されました。	改正マンション管理適正化法の施行の日から施行されます。
（法37④、法規24、措法66の11の3②、68の96①、措規22の12、22の76の3、改正法附則10①、57、73、改正法規附則3）	○ 特定公益増進法人等に対する寄附金について、その対象となる寄附金から出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金が除外されました。	令3.4.1以後に支出する寄附金について適用され、同日前に支出した寄附金については、従来どおり適用されます。
（法令77一の二、改正法令附則2）	○ 特定公益増進法人の範囲に、定款に試験研究の成果を活用する事業等を実施する者に対する出資を行う旨の定めがある地方独立行政法人が追加されました。	同上

改正事項	改正の内容	適用時期等
(法37⑤、改正法附則10②)	○ 収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した金額を収益事業に係る寄附金の額とみなす制度の対象から、事実を隠蔽し、又は仮装して経理をすることにより支出した金額が除外されました。	令3.4.1以後に支出する金額について適用されます。
(3) 工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入(法45①一、改正法附則1七)	○ 対象事業に電気事業法の配電事業が追加されました。	令4.4.1から施行されます。
(4) 不正行為等に係る費用等(法55④七、改正法附則1九)	○ 法人が納付する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による課徴金及び延滞金の額が、損金の額に算入しないこととされました。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第63号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行されます。
(5) 沖縄の認定法人の課税の特例(措法60①表一、68の63①表一)	○ 沖縄の情報通信産業特別地区に係る措置について、適用期限が令和4年3月31日まで1年延長されました。	—
(沖振令5、改正沖振令附則)	○ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域に係る措置について、次のとおり改正が行われました。 イ 対象事業からこん包業が除外されました。	令3.4.1から施行されます。
(措法60①表二、68の63①表二)	ロ 適用期限が令和4年3月31日まで1年延長されました。	—
(措法60②、68の63②)	○ 沖縄の経済金融活性化特別地区に係る措置について、適用期限が令和4年3月31日まで1年延長されました。	—
(6) 技術研究組合の所得の計算の特例(措令39の21、改正措令附則22)	○ 対象となる固定資産から鉱業権が除外されました。	令3.4.1以後に賦課する金額をもって取得等をする試験研究用資産について適用され、同日前に賦課した金額をもって取得等をした試験研究用資産については、従来どおり適用されます。
(措法66の10①、68の94①)	○ 適用期限が令和6年3月31日まで3年延長されました。	—
(7) 特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例(措法66の11の2、68の95の2、措令39の22の2、39の121の3、改正法附則1十五、改正措令附則1十一)	○ 青色申告書を提出する法人で特定投資運用業者に該当するものが、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度(新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日以後に終了する事業年度に限ります。)においてその業務執行役員に対して特定業績連動給与を支給する場合には、その特定業績連動給与に係る役員給与の損金不算入制度の適用については、その法人が金融商品取引法の規定により提出する事業報告書(インターネットを利用する方法により金融庁長官が公表するものに限ります。)は、指標に関する要件に係る部分について有価証券報告書とみなすこととされるとともに、その算定方法の内容を、一定の日以後遅滞なく公表事業報告書に記載して同法の規定により提出し、かつ、同法の規定により説明書類に記載して公衆の縦覧に供し、又は公表したときは、業績連動給与の損金算入要件のうち有価証券報告書への記載等によりその算定方法の内容が開示されていることとの要件を満たすこととされました。	新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律(令和3年法律第 号)の施行の日から施行されます。 なお、同法律は令和3年4月30日現在において公布されていません。
(8) 投資法人に係る課税の特例(措令39の32の3⑬、改正措令附則16)	○ 特定の資産の総資産のうち占める割合が50%を超えていることとする要件について、ファイナンス・リース取引に係る金銭債権はそのファイナンス・リース取引の目的となっている資産として、その割合を計算することとされました。	令3.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(9) 特定投資信託に係る受託法人の課税の特例(措令39の35の3⑦、改正措令附則16)	○ 特定の資産の総資産のうち占める割合が50%を超えていることとする要件について、ファイナンス・リース取引に係る金銭債権はそのファイナンス・リース取引の目的となっている資産として、その割合を計算することとされました。	令3.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(10) 公益法人等の損益計算書等の提出(措令39の37①、改正措令附則1九)	○ 損益計算書等の提出を要しない法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人の範囲に、敷地分割組合が追加されました。	改正マンション管理適正化法の施行の日から施行されます。